

副専攻免許状の取得方法 参考資料

副専攻免許状の取得にあたり，注意事項のある教科（免許種）をまとめています。
このページの裏面に，教科別問い合わせ先が記載されています。

	ページ
国語	1
英語	4
数学	7
理科	1 1
家庭科	1 3
技術	1 4
音楽	1 5
美術	1 7
保健体育	1 8
特別支援	1 9
幼稚園	2 2
社会・地理歴史・公民	2 4

各免許種に係る問い合わせ先は以下のとおりです。

国語	角谷 聡	kakutani@ed.niigata-u.ac.jp
社会・地理歴史・公民		
	釜本 健司	kamamoto@ed.niigata-u.ac.jp
英語	1 年次担当	山田 陽子 yamada@ed.niigata-u.ac.jp
	2 年次担当	Carmen Hannah cmhannah@ed.niigata-u.ac.jp
	3 年次担当	本間 伸輔 homma@ed.niigata-u.ac.jp
	4 年次担当	加藤 茂夫 skato@ed.niigata-u.ac.jp
数学	高田 土満	d.takata@ed.niigata-u.ac.jp
理科	中西 裕也	ynakanishi@ed.niigata-u.ac.jp
家庭科	山口 智子	tomokoy@ed.niigata-u.ac.jp
技術科	金子岳史	kaneko@ed.niigata-u.ac.jp
音楽	鈴木 賢太	kenta@ed.niigata-u.ac.jp
美術	丹治 嘉彦	yytanji@ed.niigata-u.ac.jp
保健体育	天野 達郎	amano@ed.niigata-u.ac.jp
特別支援	有川 宏幸	arikawah@ed.niigata-u.ac.jp
小学校・幼稚園		
	下保 敏和	kaho@ed.niigata-u.ac.jp
	釜本 健司	kamamoto@ed.niigata-u.ac.jp

副専攻ガイダンス資料（国語科 平成 31 年度(令和元年度)以降入学者用）

問合せ先： 角谷 聡（人社系棟 C552 研究室、kakutani@ed.niigata-u.ac.jp）

1. 中学校（国語）一種・二種免許状取得に必要な履修科目（「教科に関する専門的事項」）

①中学校（国語）二種： 「教科に関する専門的事項」を 10 単位以上履修すること。

その際、下記の科目（4 科目 8 単位）を必ず履修する。

○国語学…「国語学概論」ⅠまたはⅡ〔それぞれ 2 単位〕より 2 単位必修。

○国文学…「国文学概論」ⅠまたはⅡ〔それぞれ 2 単位〕より 2 単位必修。

○漢文学…「漢文学講義」Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ〔それぞれ 2 単位〕より 2 単位必修。

○書道…「書道講義及び実習」ⅠまたはⅡ〔それぞれ 2 単位〕より 2 単位必修。

※上記 4 科目 8 単位に加え、さらに 2 単位以上履修する。その際には、必修で履修した以外の科目を履修すること。たとえば、「国語学概論Ⅰ」を履修した場合、「国語学概論Ⅱ」をこれに当てることができ。

②中学校（国語）一種： 「教科に関する専門的事項」を 20 単位以上履修する必要がある。

・①に挙げた中学校（国語）二種の必修 4 科目 8 単位は、必ず履修すること。

・その上で、「教科に関する専門的事項」について、必修で履修した科目（4 科目 8 単位）以外にさらに 12 単位以上履修すること。

2. 高等学校（国語）一種免許状取得に必要な履修科目（「教科に関する専門的事項」）

※基本は、中学校（国語）一種と同じ。「教科に関する専門的事項」を 20 単位以上履修する必要がある。

※ただし、高等学校（国語）一種の科目に、「書道（書写を中心とする。）」の科目は含まれない。中学校一種・二種免許状取得のために「書道（書写を中心とする。）」の科目を 2 単位または 4 単位履修した場合は、「書道（書写を中心とする。）」以外の科目（「国語学」「国文学」「漢文学」の科目）からさらに 2 単位または 4 単位分の履修が必要となる。

3. 中学校・高等学校（国語）免許状取得に必要な指導法（「各教科の指導法」）の単位

①中学校（国語）二種： 「国語科教育法（中等）」Ⅰのみを履修する（必修）。

②中学校（国語）一種： 「国語科教育法（中等）」Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳをすべて履修する（必修）。

その際、「国語科教育法（中等）」Ⅰ・Ⅱを先に履修した上で、さらにⅢ・Ⅳを履修する。履修順序に支障がある場合は、担当の足立先生（人社棟 C353 研究室、adachi@ed.niigata-u.ac.jp）に相談すること。

③高等学校（国語）一種： 「国語科教育法（中等）」Ⅱ・Ⅲのみを履修する（必修）。

※なお、「国語科教育法（中等）」Ⅰ～Ⅳには教育学部向けと他学部向けが開講されているが、教育学部の学生が履修するのは教育学部向けのもの（Ⅰは第1学期月1限、Ⅱは第2学期金1限、Ⅲは第1学期金1限、Ⅳは第2学期木3・4限）でなければならない。

4. 国語教育基礎演習（「複数の事項を合わせた内容に係る科目」）について

①令和7(2025)年度入学生用の「副専攻免許状の取得方法」(pdf 資料)において、「国語」の表に「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」として挙げられている「国語教育基礎演習」は、教科教育コース（小学校主免・中学校主免）国語教育専修の学生のみを履修対象とする科目であるため、副専攻で国語の免許を取ろうと考えている人は履修しないように注意すること。

②すなわち、「教科に関する専門的事項」は「国語教育基礎演習」を除いた上で、それぞれの条件（中学校二種 10 単位・中学校一種 20 単位・高校一種 20 単位）を満たすようにすること。

③また、「各教科の指導法」も「国語教育基礎演習」を除いた上で、それぞれの必修科目（中学校二種は「国語科教育法（中等）」Ⅰ、中学校一種は「国語科教育法（中等）」Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、高校一種は「国語科教育法（中等）」Ⅱ・Ⅲ）を履修すること。

5. 大学が独自に設定する科目について

高等学校（国語）一種を取得する場合には、「大学が独自に設定する科目」を4単位履修する必要がある。「大学が独自に設定する科目」は、講義題目表の「免許法科目等」欄に記載のとおりであるが、以下に示すように、入学年度によって異なるため注意すること。

	令和 7 年度 入学者	令和 6 年度 入学者	令和 4・5 年度 入学者	平成 31(令和元)年度～ 令和 3 年度入学者
「教育実践体験研究」Ⅰ	○	○	○	○
「教育実践体験研究」Ⅱ	○	○	○	○
「教育実践体験研究」Ⅲ	○	○	○	○
「教育実践体験研究」Ⅳ	○	○	○	○
「教育実践体験研究」Ⅴ	○	×	×	×
「新聞活用教育（NIE）演習」	○	○	○	×
「情報通信技術教育論」Ⅰ・Ⅱ	○	○	○	×
「プログラミング教育論」Ⅰ・Ⅱ	○	○	×	×

※ ○： 「大学が独自に設定する科目」となる

×： 「大学が独自に設定する科目」とならない

また、高等学校（国語）一種免許状取得のための履修科目「教科に関する専門的事項」のうち、国語学・国文学・漢文学科目（講義・概論・演習・課題研究の別を問わない）について、必要単位数である 20 単位を越えて履修した分については、「大学が独自に設定する科目」に当てることができる。なお、書道科目や「国語科教育法（中等）Ⅰ」及び「国語科教育法（中等）Ⅳ」は、高等学校（国語）一種免許状取得のための履修科目「教科に関する専門的事項」に含まれないので注意すること。

6. 教育実習について

①学校教育コース、および教科教育コースの小学校主免で自教科の中学校免許を取得しない場合：

4 年次の 9 月（もしくは 3 年次の 2 月）に中学校（国語）の教育実習に参加する必要がある。

②教科教育コースの中学校主免の場合：

3 年次に自分の専攻する教科（社会、英語など）で中学校の教育実習に参加するのみで良い。

以上

英語

副専攻免許状は、一種免許状ではなく二種免許状の取得を目指すこと。

1. 英語教育専修担当教員

教授	加藤茂夫 (skato@ed.niigata-u.ac.jp) (4年次担当)
教授	本間伸輔 (homma@ed.niigata-u.ac.jp) (3年次担当)
准教授	Carmen Hannah (cmhannah@ed.niigata-u.ac.jp) (2年次担当)
准教授	山田陽子(yamada@ed.niigata-u.ac.jp) (1年次担当)

(研究室は全てD棟7階)

科目の履修などについて質問や相談がある場合は、自分の学年の担当教員に連絡をとること。

2. 中学校二種免許状（英語）取得のための履修方法

2.1 教科の指導法の科目

入学年度により免許法およびカリキュラムが異なるので、以下の区別に注意すること。（平成29年度以前入学者は英語科担当教員に問い合わせること。）

【平成30年度入学者用】（「教職に関する科目」の「各教科の指導法」）

授業科目名	担当教員	学期・曜日・時限	履修年次
英語科教育法（中等）Ⅰ	加藤茂夫	▲火1	2年次

【平成31年度以降入学者用】（「教科および教科の指導法に関する科目」の「各教科の指導法」）

授業科目名	担当教員	学期・曜日・時限	履修年次
英語科教育法（中等）Ⅰ	加藤茂夫	▲火1	2年次

注意事項（各入学年度共通）

- (1) 履修年次については、それぞれの科目に指定の年次あるいはそれ以降の年次に履修する。
- (2) 他学部向けの同名のコマは履修できない。

2.2 教科に関する科目（平成30年度入学者）、教科に関する専門的事項（平成31年度以降入学者）

入学年度により免許法およびカリキュラムが異なるので、以下の区別に注意すること。（平成29年度以前入学者は英語科担当教員に問い合わせること。）

【平成 30 年度入学者用】（教科に関する科目）

授業科目名	免許法上の科目区分	担当教員	学期・曜日・時限	履修年次
英語学概説	英語学	本間伸輔・他	▲水 3	2 年次
英語文学概説	英米文学	矢口裕子	▼月 3	2 年次
英語教育リスニング演習 I	英語コミュニケーション	山田陽子	▲水 4	2 年次
英語教育リーディング演習 I	英語コミュニケーション	秋 孝道	▲月 4	3 年次
英語教育スピーキング演習 I	英語コミュニケーション	C・ハンナ	▲金 3	2 年次
英語教育ライティング演習 I	英語コミュニケーション	本間伸輔	▲木 1	2 年次
異文化理解概説	異文化理解	加藤茂夫	▲金 2	3 年次

注意事項

- (1) 上の科目のうち、計 10 単位以上を履修すること。
- (2) ただし、「免許法上の科目区分」の 4 種類の科目区分（英語学、英米文学、英語コミュニケーション、異文化理解）のそれぞれにつき、1 単位以上を必ず含むように履修しなければならない。
- (3) 履修年次については、それぞれの科目に指定の年次あるいはそれ以降の年次に履修する。

【平成 31 年度以降入学者用】（「教科および教科の指導法に関する科目」の「教科に関する専門的事項」）

授業科目名	免許法上の科目区分	担当教員	学期・曜日・時限	履修年次
英語学概説	英語学	本間伸輔・他	▲水 3	1 年次
英語文学概説	英語文学	矢口裕子	▼月 3	1 年次
英語教育リスニング演習 I	英語コミュニケーション	山田陽子	▲水 4	2 年次
英語教育リーディング演習 I （平成 31 年度以前入学者）	英語コミュニケーション	秋 孝道	▲月 4	3 年次
英語教育リーディング演習 I （令和 2 年度以降入学者）	英語コミュニケーション	秋 孝道	▲月 4	1 年次
英語教育スピーキング演習 I	英語コミュニケーション	C・ハンナ	▲金 3	1 年次
英語教育ライティング演習 I	英語コミュニケーション	本間伸輔	▲木 1	2 年次
異文化理解概説	異文化理解	加藤茂夫	▲金 2	3 年次

注意事項

- (1) 上の科目のうち、計 10 単位以上を履修すること。
- (2) ただし、「免許法上の科目区分」の 4 種類の科目区分（英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解）のそれぞれにつき、1 単位以上を必ず含むように履修しなければならない。

- (3) 履修年次については、それぞれの科目に指定の年次あるいはそれ以降の年次に履修する。
- (4) 学校教育学専修および教育心理学専修の令和3年度以降入学者は、「教科専門科目」の一部として、副専攻で中学校の免許をとるための「1 専修 22 単位」を取得するように求められているので、上に示した科目（「教科の指導法の科目」2 単位と「教科に関する専門的事項」10 単位）に加えて、『学生要覧』の「3 教育指導方針及び専門教育に関する授業科目の履修（3）専門教育に関する授業科目履修案内 2. 教科教育コース（小学校主免）⑩英語教育専修」（令和6年度版では30 ページ）にある「専修専門科目」の「選択必修科目」の中から 10 単位 を履修しなければならない。ほとんどの科目に I, II といった番号が振られているので、番号の若い科目を先に履修するようにすること。なお、この表中の「うち3 単位必修」は副専攻には適用されない。

3. 教育実習の履修について

中等教育実習（英語科）を履修する場合は、教育実習の履修申請をする時点において、定められた科目を履修済みまたは履修中であることに加えて、実用英語技能検定試験（英検）の2 級以上に合格していることが必要である。

4. 英語の学習について

- (1) 上の表以外に、Gコード科目の「中級コミュニケーション英語」、「中級 EAP」、「上級コミュニケーション英語」、「上級 EAP」などの選択科目を積極的に受講し、英語運用力を高めるよう努めること。それぞれの科目の内容については、Gコード科目の『履修ガイド』、*Let's Learn College English*、およびシラバスで確認すること。
- (2) 大学での学習の他に、自ら自宅学習なども行い、高度な英語の力をつけることを強く希望する。
- (3) 卒業時までには実用英語技能検定試験（英検）準1 級以上を取得することを強く希望する。

5. 履修上の注意

小学校主免の学生が副専攻免許状として中学校教諭免許状（二種、英語）を取得する場合、「初等英語科教育法」「初等外国語活動指導法」「英語科教育法（初等）」「小学校英語」は中学校・高等学校教諭免許状の「教職に関する科目」、「教科に関する科目」、「教科および教科の指導法に関する科目」に含めることはできない。

4月16日（水）までに、自分の学年の担当教員にメールで以下のことを知らせること。

①令和6年度までに単位取得した英語教育専修の科目

②令和7年度に履修予定の英語教育専修の科目

数学 副専攻ガイダンス資料(2018 年度以前の入学生向け)

問合せ先： 高田 土満 (研究室:D922, Mail: d.takata@ed.niigata-u.ac.jp)

1. 全体的な考え方

数学の副免許を取る上で必要になる単位の一覧は次のとおりです。太字の部分以外は、教育学部の卒業要件を満たせばクリアできるものなので、以下、太字の部分にだけ言及します。

	中学校一種	中学校二種	高校一種
教科に関する科目	20	10	20
教職に関する科目	31	21	23
教科又は教職に関する科目	8	4	16
合計	59	35	59

参考資料：学生要覧(H27 p. 85, H28 p. 85, H29 記述なし, H30 記述なし)

2. 「教職に関する科目」：学生要覧(H27 p. 83, H28 p. 83, H29 p. 63, H30 p. 67)

中等教育実習について

教科教育コース（小学校主免）、学校教育学専修、教育心理学専修等の「中等教育実習」が必修となっていないコース・専修では「中等教育実習」2単位が必要。他教科の教科教育コース（中学校主免）の場合は「中等教育実習」をさらに履修する必要なし。

教科の指導法について

☆入学年度によって必修科目が違うので注意が必要！

H28 年度以前の入学者の場合、

- 中学校 1 種 8 単位 数学科教育法 I～IV すべて
- 高 校 1 種 4 単位以上 数学科教育法Ⅲを含んで 4 単位以上
- 中学校 2 種 2 単位以上 数学科教育法Ⅲを含んで 2 単位以上

H29 年度以降の入学者の場合、

- 中学校 1 種 8 単位 数学科教育法 I～IV すべて
- 高 校 1 種 4 単位以上 数学科教育法 I を含んで 4 単位以上
- 中学校 2 種 2 単位以上 数学科教育法 I を含んで 2 単位以上

「教科に関する科目」

☆入学年度によって必修科目が違うので注意が必要！

H29 年度以前の入学者の場合、必修科目は次の 5 科目 10 単位

代数系の基礎 I, 線形代数学 I, 微分積分学 I, 統計学 I, 情報数学 I

H30 年度以降の入学者の場合、必修科目は次の 5 科目 10 単位

代数系の基礎 I, 幾何学序説, 微分積分学 I, 統計学 I, 情報数学 I

注意：H30 年度以降の入学者の場合、線形代数学 I ではなく幾何学序説が必修になるが線形代数学 I の単位取得を推奨。

3. 「教科又は教職に関する科目」

「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の単位数が上表の教員免許を得るのに必要な合計単位数に満たない場合は、「教科に関する科目」か「教職に関する科目」、または大学が「教科又は教職に関する科目」と指定している科目の単位を取る必要がある(講義題目表でどの科目が免許法上のどの区分なのかを確認できる)。

5. 重要なこと

免許に必要な単位がそろっているか心配な場合は早めに学務課学務係に相談すること！

数学 副専攻ガイダンス資料(2019 年度以降の入学生向け)

問合せ先： 高田 土満 (研究室:D922, Mail: d.takata@ed.niigata-u.ac.jp)

0. 2018 年度以前入学の方への注意.

2019 年度入学の方から、法規の改定により必要単位が変わったので、2018 年度以前入学の方はこの資料の後の「数学 副専攻ガイダンス資料(2018 年度以前の入学生向け)」を見てください.

1. 全体的な考え方

数学の副免許を取る上で必要になる単位の一覧は次のとおりです. 太字の部分以外は、教育学部の卒業要件を満たせばクリアできるものなので、以下、太字の部分にだけ言及します.

	中学校一種	中学校二種	高校一種
教科及び教科の指導法に関する科目	28	12	24
教育の基礎的理解に関する科目	10	6	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	6	8
教育実践に関する科目 (教育実習)	5	5	3
教育実践に関する科目 (教職実践演習)	2	2	2
大学が独自に設定する科目	4	4	12
合計	59	35	59

参考資料：学生要覧(2019 年度版：p.131, 133, 61, 令和 2 年度版：p. 132, 134, 61, 令和 3 年度版：p. 134, 136, 63, 令和 4 年度版：p. 134, 136, 63, 令和 5 年度版：p. 134, 136, 56, 令和 6 年度版：p.134, 136, 56)

2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修について

「教科及び教科の指導法に関する科目」について中学校一種では 28 単位、中学校二種では 12 単位、高校一種では 24 単位の取得が必要となりますが、以下のように必修科目があります. 中学校二種免許取得には、以下に挙げる必修科目だけで必要単位を取れば十分です. 中学校一種、高校一種免許取得には、以下の必修科目に加えて、「教科及び教科の指導法に関する科目」を取得する必要があります.

「教科に関する専門的事項」の履修について

必修科目は次の 5 科目 10 単位.

- 代数系の基礎 I
- 幾何学序説
- 微分積分学 I
- 統計学 I
- 情報数学 I

「教科の指導法」の履修について

必修科目は免許種別によって異なります.

- 中学校一種 8 単位 数学科教育法 I~IV すべて
- 高校一種 4 単位以上 数学科教育法 I を含んで 4 単位以上
- 中学校二種 2 単位以上 数学科教育法 I を含んで 2 単位以上

参考資料：学生要覧の「教育職員免許状の取得」の部分(2019：p. 53, R2：p. 53, R3：p.55, R4：p.55, R5：p. 56, R6：p. 56)

3. 中等教育実習の履修について

教科を問わず、「中等教育実習」2 単位が必要です. したがって、他教科の中等教育実習を履修した場合、「中等教育実習」を改めて履修する必要はありません. 例えば、令和 3 年度以降入学の教科教育コースの学生は中等教育実習が必修であるため、この項目について注意することはありません.

それ以前入学の学生や、中等教育実習が必修になっていない学校教育コースの学生は、中等教育実習を新たに履修してください.

4. 大学が独自に設定する科目について

教職専門科目の課程共通必修科目等の学部卒業に必要な科目を履修すると、免許法で必要な最低修得単位数を越え、その単位は『大学が独自に設定する科目』にカウントされるので、中学校一種・二種の免許の取得のために、新たに科目を履修する必要はありません. (講義題目表でどの科目が免許法上のどの区分なのかを確認できる).

ただし、高校一種の場合、必修科目だけでは不足する可能性があります.

5. 重要なこと

免許に必要な単位がそろっているか心配な場合は早めに学務課学務係に相談すること！

<2025 年度 理科教育専修 副免許修ガイダンス>

受け入れ可能人数： 実験室を使用する人数に上限があります。理科教育専修の学生を優先した後、数名であれば可能です。

副免許状の取得方法

- ① 小学校主免で、中学校理科 1 種免および高校理科 1 種免を取得したい場合：

→学生要覧（2024 年度版）p.57：中学校および高等学校教諭免許を取得する場合の「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修方法；p.128：別表第 1；さらに p.134：教科及び教職に関する科目の最低取得単位数を参照して下さい。

* 専門教育科目の 20 単位：物化生地 4 つの講義（2 単位×4=8 単位）と物化生地 4 つの実験（2 単位×4=8 単位），その他に理科の専門教育科目 4 単位が必要です。さらに中等教育実習 2 週間（2 単位=教職単位に含まれる）が必要です。

→講義 8 単位+実験 8 単位+他の理科専門科目 4 単位=20 単位

* 教職も含めると理科の免許状要件は以下のとおりです。

[中 1 種：教職 31（うち理科教育法 8）+教科 20+教科又は教職 8 =59 単位]

[中 2 種：教職 21（うち理科教育法 2）+教科 10+教科又は教職 4 =35 単位]

[高 1 種：教職 23（うち理科教育法 4）+教科 20+教科又は教職 16 =59 単位]

- ② 小学校主免で、中学校理科 2 種免を取得したい場合：

→学生要覧（2024 年度版）p.57：中学校および高等学校教諭免許を取得する場合の「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修方法；p.128：別表第 1；さらに p.134：教科及び教職に関する科目の最低取得単位数を参照して下さい。

* 専門教育科目の 10 単位：物化生地 4 つの講義（2 単位×4=8 単位）と物化生地 4 つの実験（2 単位×4=8 単位）。オーバーして計 16 単位とることになります。さらに中等教育実習 2 週間（2 単位）が必要です。

3. 他教科の中学校主免で、中理科 1 種免，2 種免，高 1 種免のいずれかを取得したい場合：

→学生要覧（2024 年度版）p.57：中学校および高等学校教諭免許を取得する場合の「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修方法；p.128：別表第 1；さらに p.134, 136：教科及び教職に関する科目の最低取得単位数を参照して下さい。他教科の中学校主免であれば理科での中等教育実習は不要です。

理科の免許状要件は以下のとおりです。

[中 1 種：教職 31（うち理科教育法 8）+教科 20+教科又は教職 8=59 単位]

[中 2 種：教職 21（うち理科教育法 2）+教科 10+教科又は教職 4=35 単位]

[高 1 種：教職 23（うち理科教育法 4）+教科 20+教科又は教職 16=59 単位]

他教科の中学校主免から理科の副免許を取得する場合、教育職員免許法施行規則（抄）（学生要覧 p.131）第 1 章第 4 条に規定されるように、中学校理科 1 種では、4 つの講義と 4 つの実験のそれぞれを 1 単位以上計 20 単位、中学校理科 2 種では、4 つの講義と 4 つの実験のそれぞれ 1 単位以上、計 10 単位を修得することが義務づけられています。ここで、注意を要するのは、理科の講義および実験はすべて 2 単位科目であることです。したがって、実際の履修は以下のとおりになります。他教科の中学校主免であれば理科での中等教育実習は不要です。

中学校理科 1 種：20 単位必須です、内訳は

（物・化・生・地の講義：2 単位×4＝8 単位）

（物・化・生・地の実験：2 単位×4＝8 単位）

（加えて、他の理科専門科目 4 単位）

中学校理科 2 種：16 単位必須です、内訳は

（物・化・生・地の講義：2 単位×4＝8 単位）

（物・化・生・地の実験：2 単位×4＝8 単位）

高 1 種では、以下を含む理科専門科目の 20 単位となります。

（物・化・生・地の講義 2 単位×4＝8 単位）

（物・化・生・地のいずれか一つ実験：2 単位）

★理科の副免許状取得に関して、次の実験科目に関することが最も重要です。

（1）2 年次に実験 2 科目以上を履修して下さい。3 年次以上は対象外です。

（2）実験はすべて 2 コマ以上連続（90 分×2＝180 分以上）です。

（授業科目時間表では各実験は 3, 4 限（基礎化学実験は 3 ～5 限）となっていますが、実際はそれぞれ延長となる場合が多いので、実験の日の 5 限以降に他の講義等を入れないで下さい）

（3）2 年次に 2 コマ以上を履修する理由は、3 年次以降の他教科の主免に影響を与えないためです。3 年次以降は各自の主免に集中してもらうためです。

（4）副免許（中理）の基礎〇〇実験（2 年次）の履修実績は、過去 10 年間 1 名でした。

（5）理科教育専修以外の学生は、実験担当教員および指導教員（主免教科）の承認を受けて下さい。

令和7年度 副専攻免許状取得・ガイダンス資料(家庭科)

学生要覧参照箇所

学年	「学生要覧」	副専攻免許状 の取得方法	教科に関する 科目の 履修方法	家庭科教育法(中等) Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ, Ⅳ		教科専門単位	
				中 2	中 1 高 1	中 2	中 1 高 1
2 年	令和 6 年度	学務課から配布の資料を 参照のこと		2 単位 (Ⅱ)	中 1 8 単位 (Ⅰ～Ⅳ) 高 1 4 単位 (Ⅱ＋Ⅲ)	10 単位 以上	20 単位 以上
3 年	令和 5 年度						
4 年	令和 4 年度						

教科専門科目については、中学校 2 種では 10 単位以上、中学校 1 種と高等学校 1 種では 20 単位以上となっています。下記は免許取得に必要な最小限の単位数を記載してありますが、可能な限り多くの科目を履修して力量をつけてください。

- ・免許種に関係なく副免取得の際の最低必修科目は、次の 7 科目＋1 科目です（中学校 2 種に相当）。

家庭経営学Ⅰ、被服学Ⅰ、被服学実験実習Ⅰ、食物学Ⅰ、食物学実験実習Ⅰ、住居学Ⅰ、保育学
家庭科教育法(中等)Ⅱ

- ・中学校 1 種はさらに家庭科教育法(中等)Ⅰ, Ⅲ, Ⅳを必修科目として取得します。
- ・高等学校 1 種は家庭科教育法(中等)Ⅱ, Ⅲに加えて、家庭看護学、家庭電気・機械・情報、生活情報処理が追加の必修科目です。
- ・中 1＋高 1 両方取得の場合、中 1 必修科目＋家庭看護学＋家庭電気・機械・情報＋生活情報処理を組み合わせます。
- ・R6 年度入学生は、高等学校 1 種取得に際し、家庭電気・機械・情報および生活情報処理は不要です。
- ・履修にあたっては、学生要覧の各免許科目に充てている授業科目を参考にしてください。
- ・各自の入学年度の講義題目表の「免許法科目」を確認し、不足科目のないよう履修計画をたててください。

注意事項

- ・食物学実験実習Ⅰは今年度休講。
- ・保育学は今年度休講（集中講義：隔年開講）。
- ・家庭看護学は ▼木 4 限に開講（隔年開講）。
- ・「家庭電気・機械・情報」と「生活情報処理」は開講を予定していません。R4～5 年度入学生で高校の免許を希望する場合は申し出てください。
- ・R6 年度入学生は取得科目が大幅変更となっていますので、注意してください。

家庭科ガイダンス担当 山口
tomokoy@ed.niigata-u.ac.jp

中学校技術の免許取得について

1. 令和 6 年度入学生より、4 領域になり、令和 5 年度以前の 6 領域とは大きく異なるので、注意して下さい。

表： 技術の領域

令和 5 年以前入学者	令和 6 年度以降入学者
木材加工（製図及び実習を含む。）	材料加工（実習を含む。）
金属加工（製図及び実習を含む。）	
機械（実習を含む。）	機械・電気（実習を含む）
電気（実習を含む。）	
栽培（実習を含む。）	生物育成
情報とコンピュータ（実習を含む。）	情報とコンピュータ

2. 入学年度に合せた領域名の講義を履修して下さい。

例えば、令和 5 年度入学者は、領域「金属加工（製図及び実習を含む。）」の科目として、「金属加工 I」と「金属加工実習 I」を履修すべきであり、「材料加工 I」や「材料加工実習 I」は履修できません。

3. 基本的な知識もなく、実習を履修しても効果がありません。そのため、各領域の実習科目を履修する要件として、原則としてその領域の I か II の講義科目を履修済みであることとします。

例えば、「電気実習 I」を履修するには、「電気 I」または「電気 II」を履修済みであることとします。

副専攻免許状(音楽)の取得方法について

音楽の副専攻免許状を取得する場合、教科専門に関する授業を中学校 1 種・2 種ともに 20 単位必要になります。さらに教科教育の授業として、1 種で 8 単位・2 種で 2 単位の取得が必要です。

音楽教育専修の授業（令和 7 年度）

授業名	単位	時限	担当教員名
音楽科教育法（中等）Ⅰ（2 種のみ）※	2	前期月 4 限	工藤 千晶
音楽表現Ⅰ（ソルフェージュ）	2	前期木 1 限	宇野・鈴木（太）
音楽表現Ⅱ（指揮法）	2	前期火 3 限	宇野 哲之
音楽理論	2	前期水 3 限	清水 研作
合唱 A	1	前期火 4 限	鈴木 愛美
合唱 B	1	後期火 4 限	鈴木 愛美
合奏 A	1	前期月 3 限	宇野 哲之
合奏 B	1	後期月 3 限	宇野 哲之
音楽実践ⅠA（声楽）	1	前期水 5 限	鈴木 愛美
音楽実践ⅠB（声楽）	1	後期水 5 限	鈴木 愛美
音楽実践ⅡA（ピアノ）	1	前期火 5 限	鈴木（太）・田中
音楽実践ⅡB（ピアノ）	1	後期火 5 限	鈴木（太）・田中
音楽実践Ⅲ（日本の伝統音楽歌唱）	1	前期水 3 限	武藤 宏司（非）
音楽実践Ⅳ（日本の伝統音楽邦楽器）	1	後期水 3 限	武藤 宏司（非）
音楽史	2	後期木 1 限	宇野 哲之
多文化音楽論Ⅰ	2	後期水 2 限	中本 真一（人文）

※1 種を取得するためにはⅠ～Ⅳ（合計 8 単位が必要）

最初に聴講すべき授業として、音楽実践ⅠA(声楽・〔合唱を含む〕)・音楽実践ⅡA(ピアノ・器楽〔伴奏法を含む。〕)・音楽表現Ⅰ(ソルフェージュ)・音楽理論があります。

音楽実践ⅠA や音楽実践ⅡA の授業を聴講するためには、事前に声楽とピアノの試験を受けて、実技の授業についていけるか判断しなくてはなりません。

希望者する者がいた場合、試験日を設定します。声楽とピアノ試験に合格すると、音楽

教育専修の授業を聴講することが可能になります。

これらの授業を聴講した後、順次その他の授業を受けることになります。

音楽教育専修の授業は、音楽の基本的な知識を持たないと単位を取得することが難しくなります。

以上のように、音楽の副専攻免許状の取得を希望する場合、取得しなければならない単位数が他の教科より多く、現時点において音楽の知識や実技の能力を有していないと厳しいことになります。

そのことをよく踏まえて希望してください。

令和7年度資格試験4月9日（水）12時10分より音楽棟（H棟）合唱ホール

・課題 声楽とピアノの演奏（自由曲）

声楽の課題については、ピアノ伴奏者を同伴するか、歌唱する楽曲の楽譜を持参してください。

美術科 副免履修の留意点

教科の指導法に関しては、

- ・ 中学校 2 種：美術科教育法 I(必修)合計 2 単位
- ・ 中学校 1 種：美術科教育法 I～IV(必修)合計 8 単位
- ・ 高校 1 種：美術科教育法 I,IVかII,IIIの組み合わせで合計 4 単位が必要です。

教科に関する専門的事項の科目に関しては、絵画（映像メディア表現を含む）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む）、工芸※中学校のみ、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む）の科目をすべて取り

- ・ 中学校 2 種：合計 10 単位
- ・ 中学校 1 種：合計 20 単位
- ・ 高校 1 種：合計 20 単位
が必要です。

各免許種に係る問い合わせ先は以下のとおりです。

美術 永吉 秀司 <nagayoshi@ed.niigata-u.ac.jp>

副専攻（保健体育）ガイダンスについて

副専攻で保健体育を希望する学生は、学生要覧を確認し、不足がないよう履修してください。副免希望者は保健体育専攻の副免ガイダンスに参加してください。分からないことなどがあれば、天野（amano@ed.niigata-u.ac.jp）まで連絡してください。以下、よく質問を受ける内容に関連した学生要覧の該当ページのまとめです。カッコ内は各入学年度の学生要覧の該当頁を示しています。

1. 各教科の指導法に関する科目の履修（R3/R4;59 頁、R5/R6 ; 60 頁）

○中学校一種は、保健体育科教育法 I～IV（4 科目 8 単位）

○中学校二種は、保健体育科教育法 I（1 科目 2 単位）

○高等学校一種は、保健体育科教育法 I、II

※可能な限り I から IV へ順番通りに履修すること。

2. 教科に関する専門的事項の科目の履修（R2;57 頁、R3/R4;59 頁、R5/R6 ; 60 頁）

○中学校二種は中高一種と同じ 20 単位以上を取得すること

特別支援学校教員免許取得について（令和7年・2025年度版）

《特別支援教育とは》

近年、教育現場で注目されている領域です。以前から、比較的障害の重い子どもたちの教育支援の制度の整備、取組みはありましたが、最近では通常の学級にも何かしら個別的な支援が必要な子どもたちが少なくないことがわかっています（文部科学省調べ、2022）。したがって、この領域の課程を修めた学生には、自身の専門領域だけでなく特別支援教育に関する知識・技能を習得し、幅広く活躍することが期待されます。詳しくは配布された「主専攻プログラム」をご覧ください。

《履修に関する基本事項》

1. 学生要覧参照

自身の入学年度の要覧内で、「一種免許の履修法」「教育職員免許法施行規則抄第七条」を参照すること

2. 履修できない授業科目があるので注意すること。

3. 2年次から聴講できる授業もある。

4. 学校教育課程以外の学生は特別支援学校教員免許状の取得はできない。

5. 特別支援学校1種免許の取得はかなり大変である。2種免許でも仕事上支障はない。

6. 教育実習については、必ず事前指導を受け、教育実習後に事後指導を受けることになる。これらの日程については必ず各自で確認すること。

☆なお、実習をうけるためには「特別支援教育の本質と目標」「知的障害心理学」を履修済み、もしくは履修中でなければならない。

《単位の取得の仕方》

二種免許については、21単位が最低修得単位数になる。二種免許状であっても一種免許状で必修となっている授業科目を中心に取得する。

第1欄 「特別支援教育の基礎理論に関する科目」の授業科目「特別支援教育の本質と目標」（2単位）は必修

第2欄 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」の授業科目のうち「中心とする領域」が「知的障害者」から2単位、「肢体不自由者」から2単位、「病弱者」から2単位の計6単位を取得すること。
「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の授業科目のうち「中心とする領域」が「知的障害」から2単位、「肢体不自由から2単位、「病弱者」から2単位の計6単位を取得すること。

第3欄 「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」の授業科目のうち「含む領域」がすべての障害種に対応している「特別支援教育総論」（2単位）を受講し、情緒・自閉・LD・ADHDに対応している「発達障害の心理指導論」（2単位）の計4単位を取得すること。

第4欄 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」の授業科目「特別支援教育実習」（3単位）は必修

【開講予定表】

免許法施行規則に定める 科目区分等		授 業 科 目	年 度			
			R7	R8	R9	R10
第1欄:特別支援教育の基礎理論に関する科目		特別支援教育の本質と目標	◎			
第2欄: 特別支援 教育領域 に関する 科目 ここから 12 単位	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 〔「中心となる領域」の「知的障害」から2単位、「肢体不自由」から2単位、「病弱者」から2単位の計6単位〕	知的障害心理学	◎			
		障害児生理学	○			
		発達障害心理学	×	○	×	○
		肢体不自由児の心理・生理・病理	◎			
		病弱児の心理・生理・病理	◎			
		障害児心理学演習 (障害者・障害児心理学)	○			
		障害児病理学演習	○			
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目 〔「中心となる領域」の「知的障害」から2単位、「肢体不自由」から2単位、「病弱者」から2単位の計6単位〕	知的障害指導論	◎			
		肢体不自由指導論	◎			
		障害児指導学演習Ⅰ	○			
		障害児指導学演習Ⅱ	○			
		障害児指導学演習Ⅲ	○			
		障害児指導学演習Ⅳ	○			
		障害児指導法演習	○			
		病弱児の教育課程と指導論	◎			
第3欄: 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 ここから 4 単位	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	発達障害の心理・生理・病理	○			
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害教育論	×	○	×	○
		聴覚障害教育論	○	×	○	×
		聴覚障害言語指導	○	×	○	×
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	特別支援教育総論	◎			
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	発達障害の心理・指導論	◎			
第4欄:心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習			◎			

注: ○はその年度開講、×はその年度開講しない、◎は必ず受講すること

- ・「発達障害の心理・生理・病理（旧：言語障害心理学）」は必修科目ではありませんが、他の科目では取扱いの少ない「言語・コミュニケーション」領域を学びます。
- ・同じく、「視覚」「聴覚」に関する講義は隔年開講ではありますが、貴重な外部講師による集中講義のものがあ、専門領域の幅を広げるために可能な限り履修することをお勧めします。

幼稚園免許について

1. 「領域に関する専門事項」の科目として、令和4年度以前入学生までは、小学校の科目を流用していますが、令和5年度以降入学生は、幼稚園専用の科目になります。

1-1. 令和4年以前入学生の領域に関する専門事項の科目

科目名	単位数
小学校国語	2
小学校算数	2
生活	2
小学校音楽	2
図画工作	2
小学校体育	2

※1 種免の場合

・教育職員免許法で指定するより、大学が申請して認定を受けている科目数が多くなっているため、注意して下さい。1種免許にするには、免許法では1科目でよいところを、国語、算数、生活から1科目、音楽、図工、体育から2科目が必修となります。

・小学校主免の場合は、生活以外は必修なので、自動的に「領域に関する専門事項」に関する履修要件を満たします。

・中学校主免、小学校基礎免の場合は、小学校の1種免許を取得する場合は、国語、算数、生活から1科目以上の履修が必要で、音楽、図工、体育から2科目の要件は、自動的に満たします。小学校の2種免許の場合には、自動的に要件を満たさないため、指定の通り履修して下さい。

※2 種免の場合

・どれでも1科目以上履修してあればよい。

1-2. 令和5年度以降入学生の領域に関する専門事項の科目

科目名	単位数
幼児と健康	1
幼児と人間関係	1
幼児と環境	1
幼児と言葉	1
幼児と表現	1

※1 種免の場合

・教育職員免許法では1科目以上履修であるところを、大学が申請して認定を受けているのは全科目必修となっているため、注意して下さい。

※2 種免の場合

・どれでも1科目以上履修すればよい。

2. 「保育内容の指導法」の単位数は、上記の「領域の専門事項」と合わせて、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」に必要な単位数を基本的には揃えればよい。ただし、「保育内容の指導法」の単位のうち、半数までは、小学校の指導法の単位を借りてくることができる。

たとえば、1種免許を取得する場合、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」は16単位必要で、「領域」で5単位履修済みであれば、あと11単位必要であるが、「保育内容の指導法」の単位を6単位取得すると、小学校の指導法の単位を5単位借りてくることができ、履修要件を満たすことができます。

3. 「大学が独自に設定する科目」の単位数には、各事項で設定されている単位数を越えた単位が計上されます。ただし、上記で説明した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の事項の単位数を、小学校の指導法の単位を借りてきて満している場合には、「保育内容の指導法」の単位を多く履修しても、借りてくる小学校の指導法の単位数が少なくなるだけなので、注意すること。

課程共通で「大学が独自に設定する科目」に相当する科目は以下の通りです。

科目名	単位数	備考
教育実践体験研究 I(フレンドシップ)	2	
教育実践体験研究 II(入門教育実習)	2	
教育実践体験研究 III(学習支援ボランティア)	2	
教育実践体験研究 IV(佐渡実習)	2	
教育実践体験研究 V(栗島実習)	2	令和7年度以降入学生のみ
情報通信技術教育論 I	1	令和4年度以降入学生のみ
情報通信技術教育論 II	1	令和4年度以降入学生のみ
プログラミング教育論 I	1	令和6年度以降入学生のみ
プログラミング教育論 II	1	令和6年度以降入学生のみ
教職のための情報モラル	1	

専修専門科目で、以下の科目も該当します。ただし、所属専修以外の学生の履修が制限される場合があります。履修前に担当教員に確認を取るようして下さい。

学校教育学専修：教育哲学，教育史，教育社会学，教育政策と法

教育心理学専修：教育心理学実験演習 I，II，教育心理学総合演習 I，II，III，教育心理学 A，応用心理統計学，発達心理学 A，教科心理学，認知心理学，発達臨床心理学実践演習(心理学的支援法)

【学校教員養成課程社会科教育専修 副免許指導】

1. 概要

中学校教諭一種（・二種）免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（地理歴史）・高等学校教諭一種免許状（公民）の取得をめざす場合、入学年度の『教育学部学生要覧』の規程により、下表に示す科目の単位を修得すること。

		中学校教諭 一種免許状		中学校教諭 二種免許状		高等学校教諭 一種免許状	
教科及び教科の指導法に関する科目	教科の専門的事項	28		12		24	
	各教科の指導法		8 以上		2 以上		4 以上
教育の基礎的理解に関する科目		10		6		10	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		10		6		8	
教育実践に関する科目	教育実習	5		5		3	
	教職実践演習	2		2		2	
大学が独自に設定する科目		4		4		12	

2. 中学校教諭免許状(社会)

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

「教科及び教科の指導法の科目」は、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」からなる。「教科に関する専門的事項」は、「日本史・外国史」「地理学（地誌を含む。）」「法律学、政治学」「社会学、経済学」「哲学、倫理学、宗教学」の各区分の科目について、一般的包括的な内容を含んで修得する必要がある。「各教科の指導法」は、中学校教諭一種免許状（社会）を取得しようとする場合 8 単位以上、中学校教諭二種免許状（社会）を取得しようとする場合 2 単位以上を修得する必要がある。

本学部で中学校教諭免許状（社会）を取得しようとする場合、「教科及び教科の指導法の科目」について次の要件を充たすように単位を修得する必要がある。

- A) 中学校教諭一種免許状(社会)を取得しようとする場合、以下の①～⑦を含んで合計 28 単位以上
B) 中学校教諭二種免許状(社会)を取得しようとする場合、以下の①～⑥を含んで合計 22 単位以上

- ① 日本史、外国史 A、外国史 B、人文地理学、自然地理学、法律学Ⅰの 6 科目 12 単位
② 地誌 A、地誌 B のうち 1 科目 2 単位以上
③ 法律学Ⅱ、政治学のうち 1 科目 2 単位以上
④ 社会学、経済学のうち 1 科目 2 単位以上
⑤ 哲学、倫理学のうち 1 科目 2 単位以上
⑥ 社会科教育法（中等）Ⅰ（2 単位）
⑦ 社会科教育法（中等）Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの 3 科目 6 単位

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

(1) に挙げた科目以外の「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」（以下、「教育の基礎的理解に関する科目等」と総称する）は、「教育実習」を除いて主専攻となる免許状を取得しようとする際に修得した単位を使用できる。

「教育実習」の単位は、主専攻として取得しようとする免許状（主免）の種類によって異なる。

- A) 学校教育コース・教科教育コース小学校主免の学生＝中等教育実習 2 単位の修得が必要。
B) 教科教育コース中学校主免（他教科）の学生＝不要

(3) 大学が独自に設置する科目

概要中にある表では、中学校教諭一種免許状・二種免許状を取得しようとする場合「大学が独自に設置する科目」4単位を修得する必要があるとされているが、この区分には、「教科及び教科の指導法に関する科目」および「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位のうち、最低修得要件単位数を超えて修得した科目の単位を充てることができる。そのため、中学校教諭免許状（社会）のみの取得をめざす場合、この区分の単位を追加して修得する必要はない。

3. 高等学校教諭免許状(地理歴史)

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

「教科及び教科の指導法の科目」は、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」からなる。「教科に関する専門的事項」は、「日本史」「外国史」「人文地理学・自然地理学」「地誌」の各区分の科目について、一般的包括的な内容を含んで修得する必要がある。

本学部で高等学校教諭一種免許状（地理歴史）を取得しようとする場合、「教科及び教科の指導法の科目」について、以下の①～③の科目を含んで24単位以上修得しなければならない。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 日本史、外国史 A、外国史 B、人文地理学、自然地理学の5科目10単位② 地誌 A、地誌 B のうち1科目2単位以上（両科目の単位を修得することが望ましい）③ 地理歴史科教育法Ⅰ・Ⅱの2科目4単位 |
|--|

①～③に示した科目の単位を修得した上で不足する単位数については、選択科目を充当することとなる。本専修では、高等学校教諭一種免許状（地理歴史）の「教科及び教科の指導法の科目」における選択科目として以下に示す科目を開講している。今年度の開講科目については、講義題目表・時間割等を参照されたい。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 日本史特講Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・ 外国史特講Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・ 地理学特講Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・ 社会認識形成史特講（社会・地理歴史）・ 歴史学研究法（日本史）Ⅰ・Ⅱ（Ⅱは令和5年度入学生以降のみ）・ 歴史学研究法（外国史）Ⅰ・Ⅱ・ 外国史演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・ 社会認識形成史演習Ⅰ・Ⅱ（社会・地理歴史） |
|--|

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

(1)に挙げた科目以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」は、中学校教諭免許状の取得をめざす際に修得した単位を使用できる。

(3) 大学が独自に設置する科目

概要の中にある表では、高等学校教諭一種免許状（地理歴史）の取得をめざす場合「大学が独自に設置する科目」に12単位を修得する必要があるとされているが、この区分には、主免の取得をめざす際に修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位のうち最低修得要件単位数を超えて修得した科目の単位を充てることができる。そのため、本学部で高等学校教諭一種免許状(地理歴史)の取得をめざす場合、この区分の単位として、6単位を追加して修得すればよいことになる。

この6単位には、小学校教諭免許状（および中学校教諭免許状（各教科））を取得しようとする際に修得した「道徳教育論」(2単位)、ならびに前述の「教科及び教科の指導法に関する科目」の選択科目を含むことができる。

その他のこの区分の科目としては、「教育実践体験研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」（フレンドシップ実習、入

門教育実習，学習支援ボランティア，佐渡実習）などがある。詳細は講義題目表を参照されたい。

4. 高等学校教諭免許状(公民)

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

「教科及び教科の指導法の科目」は、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」からなる。「教科の専門的事項」は、「法律学，政治学」「社会学，経済学」「哲学，倫理学，宗教学，心理学」の各区分の科目について，一般的包括的な内容を含んで修得しなくてはならない。

本学部で高等学校教諭一種免許状(公民)を取得しようとする場合，「教科及び教科の指導法の科目」について，以下の①～③の科目を含んで24単位以上修得しなければならない。

- ① 法律学Ⅰ，法律学Ⅱ，政治学，社会学，経済学の5科目10単位
- ② 哲学，倫理学のうち1科目2単位以上（両科目の単位を修得することが望ましい）
- ③ 公民科教育法Ⅰ・Ⅱの2科目4単位

①～③に示した科目の単位を修得した上で不足する単位数については，選択科目を充当することとなる。本専修では，高等学校教諭一種免許状(公民)の「教科及び教科の指導法の科目」における選択科目として，以下に示す科目を開設している。今年度の開講科目については，講義題目表・時間割等を参照されたい。

- ・ 法律学特講Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ
- ・ 経済学特講Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ
- ・ 哲学・倫理学特講Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ
- ・ 人文・社会科学方法論特講(社会・公民)
- ・ 人文・社会科学研究法Ⅰ(哲学・倫理学)
- ・ 人文・社会科学研究法Ⅱ(哲学)
- ・ 人文・社会科学方法論演習Ⅰ・Ⅱ(社会・公民)

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

(1)に挙げた科目以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」は，中学校教諭免許状の取得をめざす際に修得した単位を使用できる。

(3) 大学が独自に設置する科目

概要の中にある表では，高等学校教諭一種免許状(公民)の取得をめざす場合「大学が独自に設置する科目」12単位を修得する必要があるとされているが，この区分には，主免の取得をめざす際に修得した「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位のうち最低修得要件単位数を超えて修得した科目の単位を充てることができる。そのため，本学部で高等学校教諭一種免許状(公民)の取得をめざす場合，この区分の単位として，6単位を追加して修得すればよいことになる。

この6単位には，小学校教諭免許状(および中学校教諭免許状(各教科))を取得しようとする際に修得した「道徳教育論」(2単位)，ならびに前述の「教科及び教科の指導法に関する科目」の選択科目，を含むことができる。

その他のこの区分の科目としては，「教育実践体験研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」(フレンドシップ実習，入門教育実習，学習支援ボランティア，佐渡実習)などがある。詳細は講義題目表を参照されたい。

(平成30年度以前入学生の免許状取得については，教育学部教職支援係，および社会科教育専修のカリキュラム検討委員の釜本 kamamoto@ed.niigata-u.ac.jp までお問い合わせ下さい)